

幼児教育・保育の無償化がスタートしました。

- 無償化の対象となるためには、お住まいの市町村から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

(注1) 認可外保育施設は、認可保育所に入れず、やむを得ず利用される方がいらっしゃることを踏まえ、無償化の対象となりました。認可保育所や認定こども園等を利用できていない方が対象となります。

(注2) 「保育の必要性の認定」については、就労等の要件（認可保育所の利用と同等の要件）がありますので、詳しくはお住まいの市町村にご確認ください。

(注3) 認可保育所等に申し込みをした方で、既に教育・保育給付認定を受けており、認可保育所等が利用できていない方は、改めての認定申請は不要です。

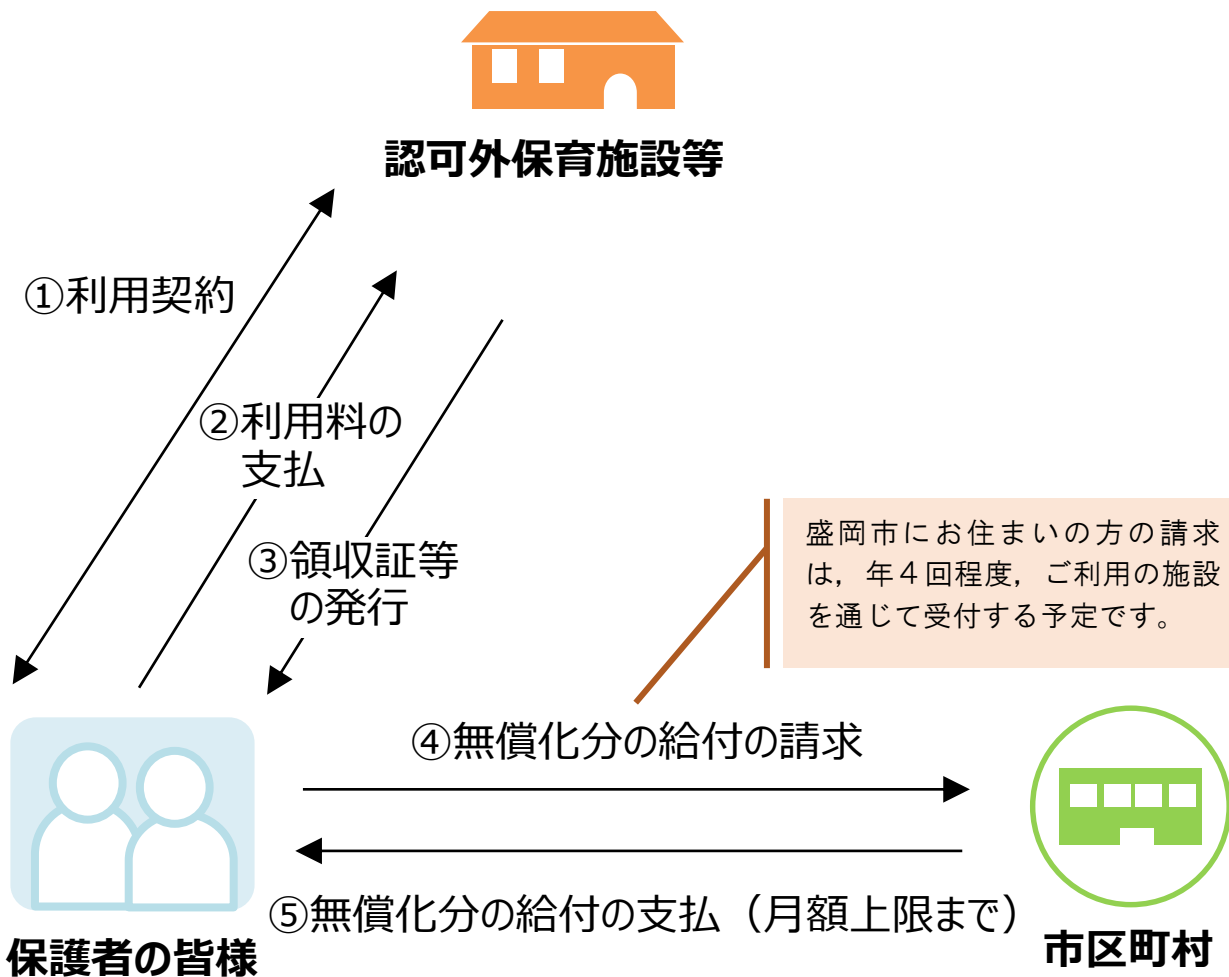
- 認定を受けた子どもについて、3歳児クラスから5歳児クラスまでの子どもは月額 3.7 万円まで、0歳児クラスから2歳児クラスまでの住民税非課税世帯の子どもは月額 4.2 万円までの利用料が無償化の対象となり、市町村から保護者の方へ給付されます。

(注) お住まいの市町村の所定の請求書に必要事項を記載し、施設が発行する領収証等を添付して、お住まいの市町村に申請することが必要です。

- 都道府県等に届出をした認可外保育施設（一般的な認可外保育施設や、ベビーシッター、認可外の事業所内保育所等）に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業が対象です。

(注) 無償化の対象となる認可外保育施設は、都道府県等に届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要ですが、現在基準を満たしていない施設がこれから基準を満たすため、5年間の猶予期間を設けています。対象施設に関する盛岡市の基準は国の基準のとおりですが、5年間の猶予期間中は、対象施設の範囲が市町村によって異なる場合があります。

[基本的な手続きのイメージ]



- ※保育の必要性の認定を受けていない場合、まず、市町村に申請が必要です。
- ※請求・支払いの時期などの手続は、お住まいの市町村によって異なります。
- ※施設によって、手続きの詳細が異なる場合があります。
- ※無償化の対象は保育料です。通園送迎費，給食費，行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。ご注意ください。

【盛岡市内の認可外保育施設に関する情報について】

盛岡市子ども未来部子育てあんしん課 TEL:019-626-7553

【無償化の給付や保育の必要性の認定の手続について】

お住まいの市町村にお問い合わせください。

盛岡市にお住まいの方の問い合わせ先は上記の問い合わせ先と同じです。



認定について詳しくは、盛岡市公式ホームページをご覧ください。